

## 第2章 生涯学習推進の動向

## 1 生涯学習に関する本市のあゆみ

## (1) 公民館のあゆみ

昭和21年に文部次官通牒により、戦後再建の拠点となる地域の社会教育施設として公民館の設置が提唱されました。その後、教育基本法（昭和22年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られて以来、公民館は住民の身近な学習、交流活動の場として親しまれ、住民自らが課題解決のために取り組む諸活動に支援を行ってきました。

本市発足前の旧八幡市においては、昭和26年に中央公民館として八幡市公民館が開館しました。都市公民館の全国的モデルとして知られ、この公民館を起点に、1中学校区に1地域公民館の建設が進められました。様々な講座、講演会、レコードコンサートをはじめとする文化活動などが開設されました。また講座受講後の市民の要望から、市民自らが運営し、自主学習に取り組む数多くのクラブ・サークルが誕生しました。

旧戸畑市では、昭和27年に公会堂を転用して中央公民館を開館し、その後、小学校区を単位に地域公民館を設置、住民参加型の公民館運営を行いました。

旧門司市、旧小倉市、旧若松市では、住民自治に支えられた公民館類似施設（自治公民館）による社会教育活動が盛んに行われました。

このような旧5市の公民館活動の取り組みは、町村部だけでなく市（大都市）においても公民館設置が必要であるという実績として評価され、国や他市の取組みに大きな影響を与えました。

北九州市の発足後、昭和38年から始まる戸畑区三六公民館の婦人学級で取り組まれた「明るい健康で住みよい町にするための煤塵調査」は、戸畑区婦人会協議会共同研究に発展し、市民・企業・行政が一体となった公害克服の取組みへと拡大しました。

地域における生活課題の学習が実践活動につながり、まちづくりを進めた一例です。現在も市民センターや生涯学習総合セン

ターなどで行われている生涯学習市民講座、家庭教育学級、女性リーダー国内研修もこの時期に産声をあげています。これまで多くの市民が、学びを通して得た知識や技能を個人レベルに留めず、家庭、地域、グループ・団体活動などに生かしています。

昭和40年に策定された「北九州市長期総合計画・基本計画」では、「1中学校区1公民館」の整備を位置づけ、順次、公民館未設置の中学校区への新設と老朽館の改築に着手しました。

また、市民サービスの向上をめざした公民館運営のために、昭和43年、条例で各区に中央公民館を設け、その指導と調整のもと、区における組織的・機能的な公民館事業を展開しました。

### (2) 公民館から市民センターへ

平成5年に策定された「北九州市高齢化社会対策総合計画」に基づき、住民の生涯学習活動、保健福祉活動、コミュニティ活動等の地域の活動拠点として、概ね小学校区ごとに順次、「市民福祉センター」の整備を進めました。あわせて地域の自治会、社会福祉協議会、様々な団体や地域の学校、施設、行政機関等が参画した「まちづくり協議会」の設置を促進し、地域と一体となった地域づくり・まちづくりを推進しました。

同一の中学校区に新たに市民福祉センターが設置された場合は、既設の公民館は、従来の中学校区から概ね小学校区を区域とする「〇〇公民館・〇〇市民福祉センター」の二枚看板化に順次移行していくことになりました。

しかし、二枚看板化については、分かりづらさから名称の一本化が求められ、市民福祉センターにおける住民活動についても、当初の活動から、子育て支援や地域防災、環境美化、リサイクル活動など、新たな分野へも広がりを見せていきました。そこで、地域住民が親しみを持てる名称への変更が検討され、その所管を保健福祉局から地域づくりの担当局である総務市民局（現市民文化スポーツ局）へ移管し、平成17年1月から名称を「市民センター」としました。

### (3) 中央公民館の再編

地域公民館を「市民福祉センター」、「市民センター」へと移管していく一方、区における地域振興、地域福祉、生涯学習の一元化を進め、地域づくりをより一層推進するため、平成15年4月に中央公民館の機能をまちづくり推進課（現コミュニティ支援課）に移管しました。これに伴い、市民の新たな学習ニーズに対応する人材育成、調査研究、情報受発信、学習相談等の機能を集約・強化した拠点として小倉北区に「生涯学習総合センター」、その他の区に学習活動の場として「生涯学習センター」を設置しました。

平成25年4月には、八幡西区黒崎のコムシティにまちづくり人材育成の拠点施設として「八幡西生涯学習総合センター」を設置するとともに、コムシティ内の公共公益施設による人づくり支援のための複合施設「北九州ひとみらいプレイス」を開設しました。

## 2 国、県の動向

### (1) 国の動向

平成25年1月、第6期中央教育審議会生涯学習分科会は、平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申～知の循環型社会の構築を目指して～の提言内容や東日本大震災等の社会状況の著しい変化を踏まえ、審議内容を「議論の整理」としてまとめました。

今後の社会教育行政等の推進の在り方について、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められ、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行っていくことが必要としています。

平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会」を目指していく必要があるとし、社会の構造変化や教育の現状と課題等を受けて、自立、協働、創造の三つをキーワードとする生涯学習社会を実現することで、個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人一人の絆の確保が図られ、少子化・高齢化やグローバル化など、我が国が直面する危機の回避につながるとしています。

【自立】一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

【協働】個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

【創造】自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

### (2) 県の動向

福岡県では平成24年3月に福岡県総合計画を策定しています。この計画の中で、県民が心豊かで充実した人生を送れるよう、その生涯を通じて誰もが学びたいときに学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会を目指すと表しています。

生涯学習を総合的に推進するため、行政機関、大学、民間、NPO・ボランティア団体などの生涯学習関連機関相互の連携を強化していき、地域活動や職業能力開発につながる生涯学習の環境づくり、学んだ成果を発揮できる機会の充実、学習情報の一元的な提供などを推進していくことにしています。